

平成 23 年 4 月 21 日 参議院内閣委員会会議録（抜粋）

平成二十三年四月二十一日（木曜日）

午前十時開会

委員の異動

四月十九日

辞任

徳永 エリ君

補欠選任

平野 達男君

四月二十日

辞任

金子 洋一君

山東 昭子君

中曾根弘文君

補欠選任

蓮 舫君

佐藤 正久君

宇都 隆史君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

松井 孝治君

相原久美子君

大久保潔重君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

植松恵美子君

江崎 孝君

岡崎トミ子君

芝 博一君

牧山ひろえ君

蓮 舩君

岩城 光英君

宇都 隆史君

岡田 広君

佐藤 正久君

松村 龍二君

谷合 正明君

小野 次郎君

糸数 慶子君

国務大臣

国務大臣

(内閣官房長官) 枝野 幸男君

国務大臣

(国家公安委員会委員長) 中野 寛成君

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(「新しい公共」、科学技術政策)) 玄葉光一郎君

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、行政刷新)) 蓮 舩君

国務大臣 松本 龍君

副大臣

| | |
|---------|--------|
| 内閣府副大臣 | 東 祥三君 |
| 法務副大臣 | 小川 敏夫君 |
| 文部科学副大臣 | 鈴木 寛君 |
| 厚生労働副大臣 | 小宮山洋子君 |
| 厚生労働副大臣 | 大塚 耕平君 |
| 農林水産副大臣 | 筒井 信隆君 |

大臣政務官

| | |
|---------------|--------|
| 総務大臣政務官 | 逢坂 誠二君 |
| 財務大臣政務官 | 尾立 源幸君 |
| 文部科学大臣政 務官 | 笠 浩史君 |
| 文部科学大臣政 務官 | 林 久美子君 |
| 厚生労働大臣政 務官 | 小林 正夫君 |
| 経済産業大臣政 務官 | 田嶋 要君 |
| 経済産業大臣政 務官 | 中山 義活君 |
| 国土交通大臣政 務官 | 小泉 俊明君 |

事務局側

| | |
|--------------|--------|
| 常任委員会専門 員 | 五十嵐吉郎君 |
|--------------|--------|

政府参考人

内閣官房内閣参

| | |
|---------|--------|
| 事官 | 藤井 直樹君 |
| 内閣府男女共同 | |
| 参画局長 | 岡島 敦子君 |
| 原子力安全委員 | |
| 会委員長 | 班目 春樹君 |
| 原子力安全委員 | |
| 会委員長代理 | 久木田 豊君 |
| 原子力安全委員 | |
| 会委員 | 代谷 誠治君 |
| 総務大臣官房審 | |
| 議官 | 三輪 和夫君 |
| 法務大臣官房審 | |
| 議官 | 團藤 丈士君 |
| 外務大臣官房審 | |
| 議官 | 山本 栄二君 |
| 外務省北米局長 | 梅本 和義君 |
| 厚生労働大臣官 | |
| 房審議官 | 篠田 幸昌君 |
| 厚生労働省職業 | |
| 安定局次長 | 黒羽 亮輔君 |
| 厚生労働省社会 | |
| ・援護局障害保 | |
| 健福祉部長 | 木倉 敬之君 |
| 経済産業大臣官 | |
| 房審議官 | 中西 宏典君 |
| 経済産業大臣官 | |
| 房審議官 | 朝日 弘君 |

環境大臣官房審

議官 梶原 成元君

防衛省地方協力

局長 井上 源三君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた政府の取組に関する件)

(個人による寄附の促進に向けた制度の改善に関する件)

(福島原子力発電所事故対策統合本部の設置根拠及び役割に関する件)

(原発事故における原子力安全委員会の対応に関する件)

(成年後見制度に係る政府の体制に関する件)

(公益事業者への国家公務員の再就職規制の必要性に関する件)

(男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援に関する件)

○谷合正明君 是非よろしく申し上げます。

最後に、成年後見制度についてお伺いしますが、今回、親を亡くした震災孤児が百人を超えているということでございまして、阪神・淡路大震災のときも実は問題になってはいたんですが、義援金であるとか災害

弔慰金とか被災者生活再建支援金、これは結構な金額でございまして、子供たちにしっかりと財産保護という観点からも、本人の資産であるということでもありますから、親族間でトラブルにならないようなことが大事だと私は思うんですね。後々これ必ず出てくるだろうという話もありまして、まず国としてこういう震災孤児の、何ていうか、資産保護というか、こういう財産保護についてどういう仕組みがあるのかというのをまずお聞かせいただきたいんですけれども。

○副大臣（大塚耕平君） 現在どういう制度があるかという御下問であります、要は成年後見人としてのことをちょっと御説明を申し上げたいと思います。

認知症高齢者や独り暮らし高齢者の増加がこれから見込まれるわけでありますので、これらの方々を主な対象として後見等の審判請求を行う市町村長申立ての必要性が高まるわけであります。したがって、弁護士等の専門職後見人のみならず、市民も含めて後見人を確保していくことが重要であると考えておりますので、今国会に提出をしております介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案において、老人福祉法の一部を改正し、市民後見人の育成及び活用を図るため、研修の実施及び家庭裁判所に対する後見人の推薦等を市町村の努力義務として規定することといたしております。

こうした市民後見人の制度を早く整備をして、先生御指摘のような今後の事態にも備えなければならないですし、被災地においてもそういうニーズはこれから高まってくると思っております。

○谷合正明君 未成年後見制度ですね、この制度があるわけでございますから、しっかりと法務省におかれても、何というんですか、制度は法務省だけど、でも運用は家庭裁判所だと、後見人の確保とか育成という

のはこれは厚労省だとか、もう本当に縦割りなんですね。質問通告しようと思っても、困ります、我が省庁じゃないですよ、この問題はというたら回しなんです、必ず、この後見制度。困ったものですね、こういう聞き方をされると困るのでこういうふうに聞いてくださいとか。

本当にこれは考えないと、これから、震災だけじゃないですけども、高齢化社会に入って認知症あるいは障害者の方も使っていくことを考えていくと、この後見制度、官房長官、このままだとどの役所も責任持ってこの制度を良くしようなんということを考えませんよ。内閣府あるいは内閣の中で司令塔のような組織をつくって、成年後見制度についてしっかりとやっぱりやっていくべきじゃないですかね。どうでしょうか。

○国務大臣（枝野幸男君） 御指摘のような経緯があったことについては大変遺憾に存じます。きちっと各省、関係する省庁間で連携をして事態に対応しなければいけませんし、皆さんからの御質問の通告にも対応できなければいけないというふうに思っております。

ここは、歴史的な経緯からすると、この後見が民法の規定の中からいろいろと改善をされてきているという経緯で法務省が法律上の所管であると。ただ、現実には、いろいろな社会福祉、広い意味の社会福祉の観点から、厚生労働省が運用について大きな役割担っていると。どちらの側面も大変重要なんですけど、御指摘のとおり、ボールが間に落ちてはいけませんので、内閣府等が持つかどうかというのは別としても、ボールが真ん中に落ちずに、しっかりとこの法の制度と運用とが一体となって進んでいくように、御指摘を踏まえて検討してみたいと思います。

○谷合正明君 今は本当に忙しいと思いますがけれども、要するに、こういう質問をするときに誰に聞いても分からないというようなことじゃ国会でも議論にならないわけですね。やっぱり司令塔あるいは担当大臣

みたいな方決めていただきたいと思いますし。

もう一つ、総務省が絡む話もあるわけですね、この選挙権の問題。被後見人になると、ステージが三つありますけれども、被後見人になると、公職選挙法においてもう自動的に選挙権剥奪されるわけですね。

これ、たしか二月だったと思いますけれども、障害者の方が、今まで投票行っていたんだけれども、被後見人になって実はもうこれ選挙権なくなってしまったと。これは人権侵害じゃないかということで実は訴えられたわけですね。そのときに総務大臣は答弁されて、一定の合理性はあるが違和感は個人として思っているというふうに言われるわけですね。

今日はせっかく逢坂政務官にもお越しいただいておりますけれども、この選挙権の問題について、これ私は変えるべきだと思いますけれども、どう考えられますか。

○大臣政務官（逢坂誠二君） 御指摘のとおり、先般、この件について訴訟が提起されまして、私自身もその訴訟、重く受け止めております。

御案内のとおり、公選法の第十一条で、成年被後見人になると、選挙権と被選挙権、これ両方とも失われるということになっております。それで、現在の法の規定によるこの成年被後見人の要件でございます、要件といいましょうか、どういう状況かということですが、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」、この「欠く常況」というのが常にそういう状況であるということでございますので、こういう状況であれば一般的には政治参画を期待できないのではないかというふうに思われますので、これはこれで法の規定というのは、先ほど引用ございましたけれども、大臣が指摘するとおり、ある種の合理性はあるのかなというふうに思っております。

ただ、今回訴訟が提起されておりますので、その行方をしっかり注視

しなければならないというふうに思っております。

○谷合正明君 それは従来どおりの答弁だと思います。

これ本当におかしいと思いますよ、私。実際に選挙へ行っていた人がいるわけですよ。それがなくなるわけです。特に、障害の方からの問題提起が多いわけですけれども、私の姉貴も障害でございますけれども、後見使うともう選挙権なくなっちゃうわけですね。これは、姉の場合は元々選挙へ行けませんし、だからそういう意味では選挙する能力ないかもしれないけれども、それと選挙権が剥奪されるかどうかというのはまた別問題だというふうに私は思うわけです。

菅総理大臣はこの国会冒頭、不条理を正すと言ったんです。不条理を正すというのはどういうことなのかと。抽象的なメッセージじゃなくて、具体的な問題として、例えば私はこういう成年後見制度の問題があるんじゃないかと思うんです。

官房長官、最後に、法律家でもあられますからいろいろなことの、何というか、限界とか分かるかもしれないけれども、しかし、やはりここは政治家として、不条理を正すという観点から、成年後見制度が選挙権にリンクしてしまうこの制度は私は変えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（枝野幸男君） この成年後見制度が、今お話しのとおり、要件としては事理弁識の能力を欠くという要件になっています。これは、従来の、かつての禁治産制度からの流れだと思います。

ただ、実態は、その欠くというのを厳格にとらえないで、実際には、そうでない方でも成年後見が付かれた方が財産の管理、安全という意味ではいいということで、かなり運用においては広く取られている。そうすると、その方は実際に投票権持っていていいじゃないかと思わ

れる方は事実上入っているという恐らく実態があると思われま

す。歴史的な経緯の中である話でありますので、私の一存で間違いなくすぐ変えますとは申し上げられませんが、しかし、そういったところをちゃんと実態を踏まえた形でやらないと、訴訟も起きていますし、いろんな矛盾が大きくなって、当事者の皆さん始め成年後見制度に対する信頼も失われかねないと思いますので、御指摘を踏まえた検討には私の責任で入ることを約束させていただきます。

○谷合正明君 終わります。